

富士吉田市告示第14号

富士吉田市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年6月24日条例第18号）第6条第2項の規定により告示する。

令和8年1月23日

富士吉田市長 堀内 茂

記

公の施設の名称

富士吉田臨床検査センター
富士吉田市緑ヶ丘2丁目7番21号

指定する団体

富士吉田市緑ヶ丘一丁目5番8号
一般社団法人 富士吉田医師会 会長 [REDACTED]

指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日
ただし、指定期間満了日前に臨床検査センターの移転等が行われる場合は、
当該日まで